

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月6日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 所長 水取 周隆

1 調達内容

- (1) 件名 中間貯蔵管理センター用レンタカー（ミニバン）賃貸借業務（令和6年度）
- (2) 仕様等 発注説明書による
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (4) 賃貸借期間 発注説明書による
- (5) 納品場所 発注説明書による
- (6) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は入札書に単価を記載する際は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (7) その他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和6年2月13日(月))において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 令和04・05・06年度に有効な全省庁統一資格(役務の提供等、営業品目「賃貸借」)を有する者であること。（当該参加資格について、申請済みであり、入札日までに競争参加資格を取得する場合も可とする。）
- (9) 仕様書に指示された要件等を満たすことができること。

3 発注手続等

(1) 担当部課

〒970-8026 福島県いわき市平字大町7-1 平セントラルビル4F
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 中間貯蔵管理センター 総務課
TEL 0246-23-8900 (担当：上田、服部、鈴木(宏))
FAX 0246-23-8916

(2) 発注説明書の入手方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページよりダウンロード
https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index.html

※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

ダウンロード期間

令和6年2月6日(火)～令和6年2月13日(火)

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和6年2月6日(火)～令和6年2月13日(火)16時

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は送付すること。(提出期限必着)

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和6年2月16日(金)

通知方法 通知書をFAX及び郵送する。

(5) 入札の日時、場所及び提出方法

日時 令和6年2月29日(木) 14時30分～

場所 福島県いわき市平字大町7-1 平セントラルビル4F

提出方法 入札書は持参すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。

(5) 落札者の決定方法 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を契約者とすることがある。

(6) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 詳細は発注説明書による。